

施策評価結果

資料 3

広川町第4次総合計画については、庁内組織である『広川町まちづくり戦略会議』にて、毎年度基本計画の施策評価を実施しています。

令和元年度施策評価（平成30年度実績に基づく評価）については、R3~5の広川町第4次総合計画（改訂版）策定に向けて、施策ごとの方向性についても協議を行いました。

施策評価結果は下記のとおりです。

なお、表中の進捗評価については、済：目標達成済、A：順調に進んでいる、B：ほぼ順調に進んでいる、C：あまり順調に進んでいない、D：順調に進んでいない で評価しています。

基本施策	施策目標	施策	総合評価	主要施策	施策評価	改訂版での方向性	備考
基本 施策 1 出 会 い と 語 ら い の あ る ま ち	1：参画と協働のまちをつくる	1：協働によるまちづくりの推進	B	(1)住民参画の推進	B	継続・継承	
				(2)広報・広聴活動の充実	A	継続・継承	
				(3)情報公開の推進	A	継続・継承	
				(4)まちづくり団体の育成・支援	B	継続・継承	
				(5)まちづくり情報拠点の整備機能強化	B	修正・変更	主要施策名を「整備」から「機能強化」に変更します。まちづくり情報拠点としてボランティア活動センターを整備しました。今後は、ボランティア活動センターの機能強化・充実を図ります。
				(6)まちづくり条例の制定	C	継続・継承	まちづくり条例は、まちづくりの方向性、将来像を定めるとともに、住民の権利義務、町、議会の責務等を定めるため、行政が一方向的に策定する条例ではありません。住民参画によるまちづくりを推進しながら、町民一人ひとりのまちづくりに対する合意形成が必要で、協働の機運を高めてまいります。
	2：コミュニティ活動の推進	2：コミュニティ活動の推進	B	(1)コミュニティ意識の高揚	B	継続・継承	
				(2)コミュニティの活性化支援	B	継続・継承	
				(3)コミュニティ施設の充実	B	継続・継承	
				(4)地域別個別計画書の策定	済	修正・変更	各地域のまちづくり計画書の第1期が終了します。令和2年度以降の計画書の策定を支援し、計画の実行による地域づくりの活性化推進に努めます。
				(5)地域づくりの推進	A	継続・継承	
	2：人が交流するまちをつくる	1：情報化の推進	B	(1)情報通信基盤の整備	済	中止・削除	目標としていた光通信環境は、町内全域の整備が完了しました。
				(1)電子自治体の構築	B	継続・継承	
				(2)町民への情報発信の強化	B	継続・継承	
				(3)社会保障・税番号制度の導入	A	継続・継承	H28追加
				(4)マイナンバーカードの普及と利活用の促進	D	継続・継承	R1追加 カードの交付枚率は低い状況です。令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用のために、令和4年度中にはほとんどの住民がカードを保有できるように、町としては、周知広報に努め、円滑なカードの取得の推進を進めていきます。
		2：交流活動の推進	B	(1)地域間交流の促進	B	継続・継承	
				(2)民間交流団体の育成	C	修正・変更	既存の国際交流や国際理解の事業だけではなく、在留外国人に対する支援が今後は必要になっていくものと予想されます。その中でHiFAの役割を位置付ける必要があります。
				(3)国際交流活動の推進	A	継続・継承	
				(4)大学等との連携の推進	B	継続・継承	H28追加

基本施策	施策目標	施策	総合評価	主要施策	施策評価	改訂版での方向性	備考
基本 施策 1 出 会 い と 語 ら い の あ る ま ち	3：人権を尊重するまちをつくる	1：人権尊重社会の形成	B	(1)人権教育・啓発推進体制の充実	B	継続・継承	
				(2)人権教育・啓発の推進	B	継続・継承	
				(3)人権問題に関する相談体制の充実	B	継続・継承	
		2：男女共同参画社会の実現	B	(1)男女共同参画に向けての意識づくり	B	継続・継承	
				(2)男女が共に生きる環境づくり	B	継続・継承	
				(3)自立した生き方づくり	B	継続・継承	
				(4)男女共同参画基本計画、行動計画の策定	B	継続・継承	
	4：行財政運営の充実したまちをつくる	1:行政サービスの向上と効率的行財政の運営	B	(1)行財政改革に関する指針の見直し	済	中止・削除	第4次行政改革大綱により一定の効果は上げられました。よって、次期行政改革大綱及び集中改革プランは策定しません。 行財政改革については、引き続き主要施策(2)により進めつつ、民間委託検討と事務改善による取り組みに転換します。
				(1)行財政改革の推進	B	継続・継承	
				(2)人材の育成	B	継続・継承	
				(3)健全な財政基盤の確保	B	継続・継承	
				(4)効果的・効率的な財政運営の推進	B	継続・継承	
				(5)広域行政の推進	B	継続・継承	
(6)計画的な資金の留保	A	継続・継承					
基本 施策 2 が 支 え 合 う ま ち と 人 と	1：健康に暮らすまちをつくる	1：自らの健康づくりの推進	A	(1)健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進	A	継続・継承	
				(2)各種健診の充実	A	継続・継承	
				(3)母子保健の充実	A	継続・継承	
				(4)精神保健福祉対策の推進	B	継続・継承	
				(5)歯科保健の推進	B	継続・継承	
				(6)感染症対策の推進	A	継続・継承	
				(7)食育の推進	B	継続・継承	
	2：地域医療体制の充実(統合)	B	(1)地域医療体制の充実	B	継続・継承	地域の医療機関との連携などの2：地域医療体制の充実については、1：自らの健康づくりの推進と統合します。	
			(2)救急医療の充実	A	継続・継承		

基本施策	施策目標	施策	総合評価	主要施策	施策評価	改訂版での方向性	備考
基本 施策 2 人 と 人 と が 支 え 合 う ま ち	2：支えあい を実感でき るまちをつ くる	1：地域福祉 の推進	B	(1)福祉意識の高揚	B	継続・継承	
				(2)社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	B	継続・継承	
				(3)人にやさしい環境整備の推進	B	継続・継承	
				(4)地域ケアサポート体制構想の推進介護予防の充 実	B	継続・継承	H28施策内容修正
		2：高齢者福 祉の推進	B	(1)高齢者支援推進体制の整備	B	継続・継承	
				(2)地域支援事業の推進	B	継続・継承	
				(3)保健福祉サービスの推進	B	継続・継承	
				(4)生きがいづくりと社会参加の促進	B	継続・継承	
				(5)高齢者が住みよいまちづくりの推進	B	継続・継承	
				(6)在宅医療・介護連携の推進	B	継続・継承	H28追加
				(7)認知症施策の推進	B	継続・継承	H28追加
		3：障がい者 福祉の推進	B	(1)障がい者支援の総合的推進	B	継続・継承	
				(2)広報・啓発活動等の推進	B	継続・継承	
				(3)障がい児保育・教育の充実	B	継続・継承	
				(4)就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進	B	継続・継承	
		4：社会保障 の充実適正 運営 (施策名変 更)	B	(1)国民健康保険事業の適正運営	B	継続・継承	「4：社会保障の充実」については、国が主導となり進められる部分が大きいた め、改訂版では、「社会保障の適正運営」とします。
	(2)後期高齢者医療（長寿医療）制度の適正運営			B	継続・継承		
	(3)乳幼児子ども・障がい者・ひとり親家庭等医療 制度の運営			B	継続・継承	H29修正	
	(4)国民年金制度の周知			B	継続・継承		
	3：子どもを 産み育てや すいまちを つくる	1：子育て支 援の充実	B	(1)総合的な子育て支援の充実	B	継続・継承	
				(2)保育サービスの充実	B	継続・継承	
				(3)要保護児童等への対応の推進	B	継続・継承	
				(4)相談・援助体制の充実	B	継続・継承	
(5)親育ちの支援				B	継続・継承		

基本施策	施策目標	施策	総合評価	主要施策	施策評価	改訂版での方向性	備考	
基本施策 3 人が育つ、人を育てるまち	1：学びと人を育てるまちをつくる	1：幼児教育・学校教育の充実	B	(1)学校教育の充実	B	継続・継承		
				(2)特別支援教育の推進	B	継続・継承		
				(3)心の問題への対応	B	継続・継承		
				(4)教職員研修の充実・推進	B	継続・継承		
				(5)子どもの安全の確保	B	継続・継承		
				(6)学校教育施設・設備の整備・充実	B	継続・継承		
				(7)教育機器の整備	A	継続・継承		
				(8)学校給食の充実	B	継続・継承		
		2：生涯学習の推進	B	(1)特色ある生涯学習プログラムの整備と提供	B	継続・継承		
				(2)生涯学習の推進体制の充実	B	継続・継承		
				(3)指導者の育成と団体等の活動支援	B	継続・継承		
				(4)学習成果の活用	C	継続・継承	自主サークルや公民館活動で得られたスキルは個人的な範囲に留まりがちですので、その成果を活用する場を検討します。	
				(5)地域の特性を生かした多様な体験活動の機会提供	B	継続・継承		
				(6)生涯学習関連施設の充実	B	継続・継承		
				(7)高齢者教育の推進	C	継続・継承	H28追加 高齢者向けの講座・生きがいつくりの生涯学習メニューが不足しているため、検討します。	
		3：生涯スポーツの振興	B	(1)スポーツ施設の整備充実・有効活用	B	継続・継承		
				(2)多様なスポーツ活動の普及促進	B	継続・継承		
				(3)スポーツ団体、指導者の育成	B	継続・継承		
		4：社会教育の推進	A	(1)地域活動の推進	B	継続・継承		
				(2)家庭教育の充実	B	継続・継承		
				(3)成人教育の推進	C	中止・削除	対象年齢層（成人期・中年期）はこどもや高齢者層に比較して、仕事もあり学習活動の需要が見込まれないため、改訂版では削除します。	
				(4)高齢者教育の推進	-	-	H28削除 ※3-1-4 社会教育の推進から3-1-2生涯学習の推進へ移動	
				(3)青少年の活動促進	A	継続・継承		
				(4)青少年のまちづくりへの参画促進	B	継続・継承		
				(5)育成環境の整備	B	継続・継承		
		(6)図書施設の充実	A	継続・継承				
		2：広川文化を発信するまちをつくる	1：多様な文化・芸術活動の支援	B	(1)文化・芸術団体、指導者の育成	C	継続・継承	文化連盟各部の指導者・部員ともに高齢化し、廃部を余儀なくされる部もあります。また、連盟に加入されない、組織団体が多いのも課題となっております。
					(2)文化・芸術イベント等の充実	B	継続・継承	
	(3)文化財施設の整備充実				B	継続・継承		
	(4)文化財の保存				B	継続・継承		
(5)文化財の活用	B				継続・継承			

基本施策	施策目標	施策	総合評価	主要施策	施策評価	改訂版での方向性	備考
基本施策4 人が集まり、働き、賑わうまち	1：賑わいと活気のあるまちをつくる	1：農林業の振興	B	(1)農業生産基盤の充実	B	継続・継承	
				(2)担い手の育成・確保	B	継続・継承	
				(3)耕作放棄地の解消	C	継続・継承	これまで、農業委員・農地利用適正化推進委員・農地中間管理機構との連携により遊休農地の利用集積、経営基盤強化促進法による担い手への農地集積を実施してきましたが、全体的な耕作放棄地（遊休農地）の解消は出来ていません。
				(4)地域に即した品種の導入の促進	C	修正・変更	福岡八女農業協同組合・福岡県普及指導センターとの協議等により、消費者ニーズに即した品種の作付け販売は進めているものの、産地化での具体的な方針には至っていません。 改訂版では「広川ブランド化」について、施策名・内容を追加します。
				(5)流通体制の充実	B	継続・継承	
				(6)都市と農村との交流の促進	B	継続・継承	
				(7)環境にやさしい農業の促進	B	継続・継承	
				(8)林業生産基盤の整備	B	継続・継承	
				(9)計画的な森林施業の促進	A	継続・継承	
				(10)林業従事者の確保	B	中止・削除	広川町の林家・森林施業従事者は不在の状態です。現在の木材価格の状況では、今後も新たな従事者の確保は望めないことと、林業従事者雇用については八女森林組合で進められるため、改訂版では削除します。
				(10)森林の保全・育成と総合的利用	B	継続・継承	
		(11)地元産材の活用推進	A	継続・継承			
		2：工業・地場産業の振興	B	(1)既存企業の体質強化の促進	B	継続・継承	
				(2)企業誘致の推進	B	継続・継承	
	(3)特産品開発、新産業創出等への支援			B	継続・継承		
	3：商業・サービス業の振興	B	(1)近代的・魅力的な商業活動の促進	B	継続・継承		
			(2)商業拠点の整備	C	継続・継承	具体的な取り組みはできていません。大型小規模商業施設等の誘致については、今後も施設建設情報や地域の状況にアンテナを張り、対応できる体制を整えます。	
			(3)指導支援体制の強化	B	継続・継承		
			(4)農業や観光との連携の強化	B	継続・継承		
	4：勤労者福祉と雇用の充実（統合）	B	(1)雇用機会の確保と地元就職の促進	B	継続・継承	雇用の場の確保、働きやすい環境づくりといった4：勤労者福祉と雇用の充実については、2：工業・地場産業の振興と統合します。	
			(2)女性、障がい者、高齢者の雇用促進	B	継続・継承		
			(3)勤労者福祉の充実	B	継続・継承		
	2：人が集うまちをつくる	1：観光戦略の展開	B	(1)観光・交流資源の充実・活用	B	継続・継承	
				(2)第1次産業と連携した体験型観光の充実	B	継続・継承	
				(3)PR活動の推進	B	継続・継承	
				(4)広域観光体制の充実	B	中止・削除	「(3)PR活動の推進」と重複する部分が大部分を占めるため、主要施策(3)と(4)を統合し、改訂版では新計画として取り組みを進めていきます。
(4)広川サービスエリアを活用した観光戦略				B	継続・継承		
2：移住・定住の促進					第4次改訂版より追加。5-2-1(3)人口減少地域の定住化に向けた施策検討の推進などをここに位置づける。		

基本施策	施策目標	施策	総合評価	主要施策	施策評価	改訂版での方向性	備考
基本 施策 5 安全 ・ 安心 で やす ら ぐ ま ち	1：暮らしを 守るまちを つくる	1：消防・防 災対策の充 実	B	(1)総合的な防災体制の確立	B	継続・継承	
				(2)地域での防災力の強化	B	継続・継承	
				(3)災害時要支援者避難行動要支援者対策の充実	B	継続・継承	H28修正
				(4)常備消防・救急体制の充実	A	継続・継承	
				(5)消防団の活性化	A	継続・継承	
				(6)火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及	B	継続・継承	
				(7)治山治水対策の推進	B	継続・継承	
		2：交通安 全・防犯体 制の充実	B	(1)交通安全意識の高揚	B	継続・継承	
				(2)安全な道路環境の整備・維持	B	継続・継承	
				(3)防犯意識の高揚	B	継続・継承	
				(4)防犯環境の充実	B	継続・継承	
		3：消費者 支援対策の 充実 (統合)	B	(1)消費生活に関する情報の提供	B	継続・継承	詐欺対策、消費者トラブル対策についての3：消費者支援対策の充実については、2：交通安全・防犯体制の充実と統合します。
				(2)消費生活相談の実施	B	継続・継承	
	(3)高齢者へのサポート			B	継続・継承		
	2：住みやす く便利なま ちをつくる	1：市街地・ 居住環境の 整備	B	(1)居住環境の総合的整備	B	継続・継承	
				(2)良好な住宅地の形成	B	中止・削除	町主導での住宅整備の事業の予定はありませんので、主要施策(3)を推進します。
				(2)安全・安心して暮らせる宅地の供給安全・安心な住宅地の形成	B	修正・変更	定住促進と安全・安心な住環境の確保のため、秩序ある開発行為の指導を行います。また、広川町耐震改修促進計画に基づき、耐震性のない住宅の耐震化や危険な空き家の撤去、危険ブロック塀等の撤去に努めます。施策名を「安全・安心な住宅地の形成」とします。
				(3)人口減少地域の定住化に向けた施策検討の推進	B	修正・変更	人口減少が進む地域を定住促進強化地域に指定して、住宅取得支援などの施策を実施しています。施策名を施策の「検討」から「推進」に変更します。
				(4)空家対策の検討	B	継続・継承	H28追加
		2：道路・交 通網の整備	B	(1)国道・県道の整備	B	継続・継承	
(2)町道の整備				B	継続・継承		
(3)安全で快適な道づくりの推進				C	継続・継承	道路改良によって危険個所の改善と歩道整備等の安全対策は進んできましたが、バリアフリー化や環境・景観に配慮した道づくりまでは至っていません。しかし、狭あい道路整備事業により4m未満の道路改良は進んできています。	
(4)公共交通機関の充実				B	修正・変更	路線バス、ふれあいタクシーの充実に加えて、高速バスの利便性及び安全性の向上に取り組めます。	

基本施策	施策目標	施策	総合評価	主要施策	施策評価	改訂版での方向性	備考
基本 施策 6 自然 と 共生 する 快 適 な ま ち	1：環境と共生するまちをつくる	1：循環環境社会の形成	B	(1)ごみ収集・処理体制の充実	B	継続・継承	
				(2)ごみ減量化・3R運動の促進	B	継続・継承	
				(3)ごみ問題に対する啓発普及	B	継続・継承	
		2：環境の保全と景観形成	C	(1)環境保全意識の高揚	B	継続・継承	
				(2)環境保全活動の促進	B	継続・継承	
				(3)環境にやさしい新エネルギーの利用促進	済	修正・変更	目標としていた太陽光などの新エネルギー導入、支援については、達成できました。今後は小水力発電などの新たなエネルギーの活用を促進します。。
				(4)生活排水対策と公害等環境問題への対応	B	継続・継承	
				(5)不法投棄の防止	B	継続・継承	
				(6)感染症の予防	—	—	H28削除 2-1-1(6)感染症対策の推進へ
				(6)動物愛護と適性飼育	C	継続・継承	地域猫の増加に伴い、苦情が増加しており、対応が必要です。
	(7)し尿等処理体制の充実	B	継続・継承				
	2：生活環境の整ったまちをつくる	1：上下水道の整備	B	(1)計画的な水道施設の整備	B	継続・継承	
				(2)水道事業の健全運営	C	継続・継承	
				(3)節水意識の高揚	C	継続・継承	テレビ・新聞等でダムの貯水率についての報道による節水の呼びかけ等があり、意識の高揚はあっていると思われるが、町独自でな取り組みはできていません。
				(4)下水道整備の推進	B	継続・継承	
				(5)経営安定化の推進	B	継続・継承	
		2：公園・緑地→水辺の整備	B	(1)公園の活用と河川整備既存公園の活用の推進	B	修正・変更	既存公園を活用し、子ども達が元気に遊ぶことができる遊び場づくりを推進します。また、町民の健康づくりの場としても活用していきます。 ※河川整備については、施策5-1-1. 消防・防災対策の充実の中に入れる。
				(2)地域の公園・広場の整備	B	継続・継承	
				(8)景観の保全	C	継続・継承	まちなかの景観保全のため、県条例による屋外広告物の許可申請手続きや違反広告物の撤去は行っていますが、地域の特性を活かした景観保全の取り組みまでは出来ていません。
				(9)町並み景観づくり	D	継続・継承	過去に策定したサイン計画以降、街並み景観づくりは行っていません。